

令和2年5月25日

陳情第32号

国に新型コロナウイルス感染症対策における臨時休校に伴う
子どもたちの心のケアと学びの保障等を求める意見書提出を求める陳情

国に新型コロナウイルス感染症対策における臨時休校に伴う
子どもたちの心のケアと学びの保障等を求める意見書提出を求める陳情

【陳情趣旨】

中央教育審議会では、4月30日「全国の学校教育関係者のみなさんへ」を公表し、臨時休業等になったことによって、学校という存在が、子どもたち、保護者、地域にとって、社会のセーフティネットとしての役割をも果たしていることが改めて浮き彫りになったとの認識を示しました。

新型コロナウイルス感染症対策により3月から臨時休校が行われています。休校中も教職員は電話や教材作成、ホームページなど、さまざまな方法によって、子どもの学びや心のサポートにつとめてきました。しかし、子どもたちにとっては、共に学ぶ場を失うとともに、友人と会話や遊びを楽しむ機会が減少しました。大切ないのちを守るためとはいえ、失ったものも少なくありません。

再開後の学校には、感染症対策に万全の対策を講じつつ、子どもたち一人ひとりに寄り添う中で、ゆたかな学びの保障をすすめていく必要があります。学校にとってかつてない多くの課題にとりくむこととなり、最大限の支援を必要としています。

授業という協働的な学びを補完するためにも、一人ひとりの学びを支援するための教員配置が今以上に必要となります。さらに感染症対策に万全を期すためには、サポートスタッフの全校への完全配置が必要です。また、これからすすめるICTの活用による学びの保障のためのスタッフの配置も必要となります。

さらに、今後の感染症対策による臨時休校を想定した際に、子どもたちの学びを保障する手段としての、パソコン・タブレットやスマートフォン等のICT機器を活用することは、有効な手段となります。しかし、ICT機器やネット環境のない家庭もあることから、その環境整備は急務となっています。導入のための予算措置はされましたが、通信料、機器のメンテナンス、ソフトウェアの提供などは、自治体の負担となっています。公教育の一部としての情報機器活用については、国の予算措置により実施されることが望まれます。

前例がない緊急事態の中で、学校が子どもたちや保護者の不安に向き合うとともに、「社会総がかり」で子どもたちのゆたかな学びの支援を継続して行う必要があります。こうした観点から、下記事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を願いたします。

【陳情項目】

1. 子どものいのちと心のケアを含む心身の健康保持及びゆたかな学びの保障にむけ、きめ細かな支援や配慮のための人的配置を拡充すること。
2. いかなる状況の中でも学びの継続を保障するため、必要な環境整備を国の財源ですみやかに行うこと。

令和2年5月25日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市扇町5丁目17番12号

西湘地区教職員組合

執行委員長 関口 清 印